

## 案件(2) 議案第 162 号

- ・ 特定生産緑地の指定
- ・ 特定生産緑地の指定の解除（報告）

# 1. 特定生産緑地の指定

## <特定生産緑地制度>

生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取申出が可能となり、現在適用されている税制措置が非適用



都市農地の大幅な減少が危惧



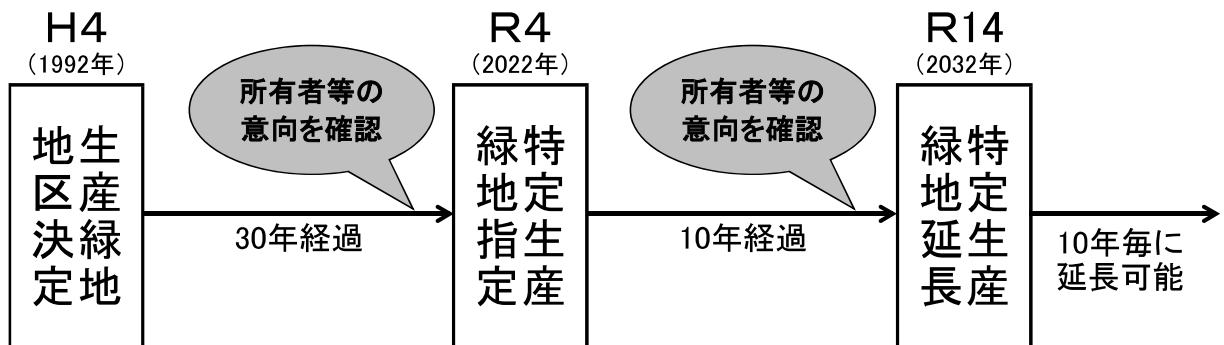
引き続き都市農地の保全を図るため  
特定生産緑地制度が創設



所有者の意向に基づき特定生産緑地に指定

# 1. 特定生産緑地の指定

## <特定生産緑地制度>



(平成4(1992)年に都市計画決定された生産緑地の場合)

- 買取申出ができる時期が10年延長され、固定資産税等が農地課税される等の税制優遇が継続して受けられる。
- 指定後繰り返し10年の延長が可能。

※都市計画決定から30年経過後は指定できない。

# 1. 特定生産緑地の指定

生産緑地地区の都市計画決定日と特定生産緑地の指定の期限・受付期間

生産緑地地区の都市計画決定日	指定の期限 (申出基準日)	指定の受付期間
1992年11月30日 (平成4年)	2022年11月30日 (令和4年)	2019年4月 ~ 2022年7月 (平成31年) (令和4年)
1993年12月6日 (平成5年)	2023年12月6日 (令和5年)	2020年4月 ~ 2023年7月 (令和2年) (令和5年)
1994年12月9日 (平成6年)	2024年12月9日 (令和6年)	2021年4月 ~ 2024年7月 (令和3年) (令和6年)
1995年12月22日 (平成7年)	2025年12月22日 (令和7年)	2022年4月 ~ 2025年7月 (令和4年) (令和7年)
1996年12月13日 (平成8年)	2026年12月13日 (令和8年)	2023年4月 ~ 2026年7月 (令和5年) (令和8年)

※1992年（平成4年）に都市計画決定された生産緑地については、指定作業を終了しました。

※1997年（平成9年）以降に都市計画決定された生産緑地についても、同様に受付を行います。

# 1. 特定生産緑地の指定

○特定生産緑地の指定スケジュール

1～7月	8月	9月	10月	11月	12月	
特定生産緑地の指定に関する相談・受付	相続税の納税猶予を受けている生産緑地に係る税務署長の一括同意手続き	都市計画審議会での意見聴取に係る資料作成等		都市計画審議会での意見聴取※	特定生産緑地の指定の公示	農地等利害関係人への通知
相談・受付（次年度指定）						

※市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。【生産緑地法第10条の2第3項】

令和5年度 特定生産緑地指定図

縮尺 S=1/2,500 図面番号 1

寝屋川市

太間地区管理事務所



公園太間地区

太間町 2

太間町

西正寺  
太間天満宮

太間公園

新用水橋




太間町2

太間町4

点野一丁目1

点野一丁目3

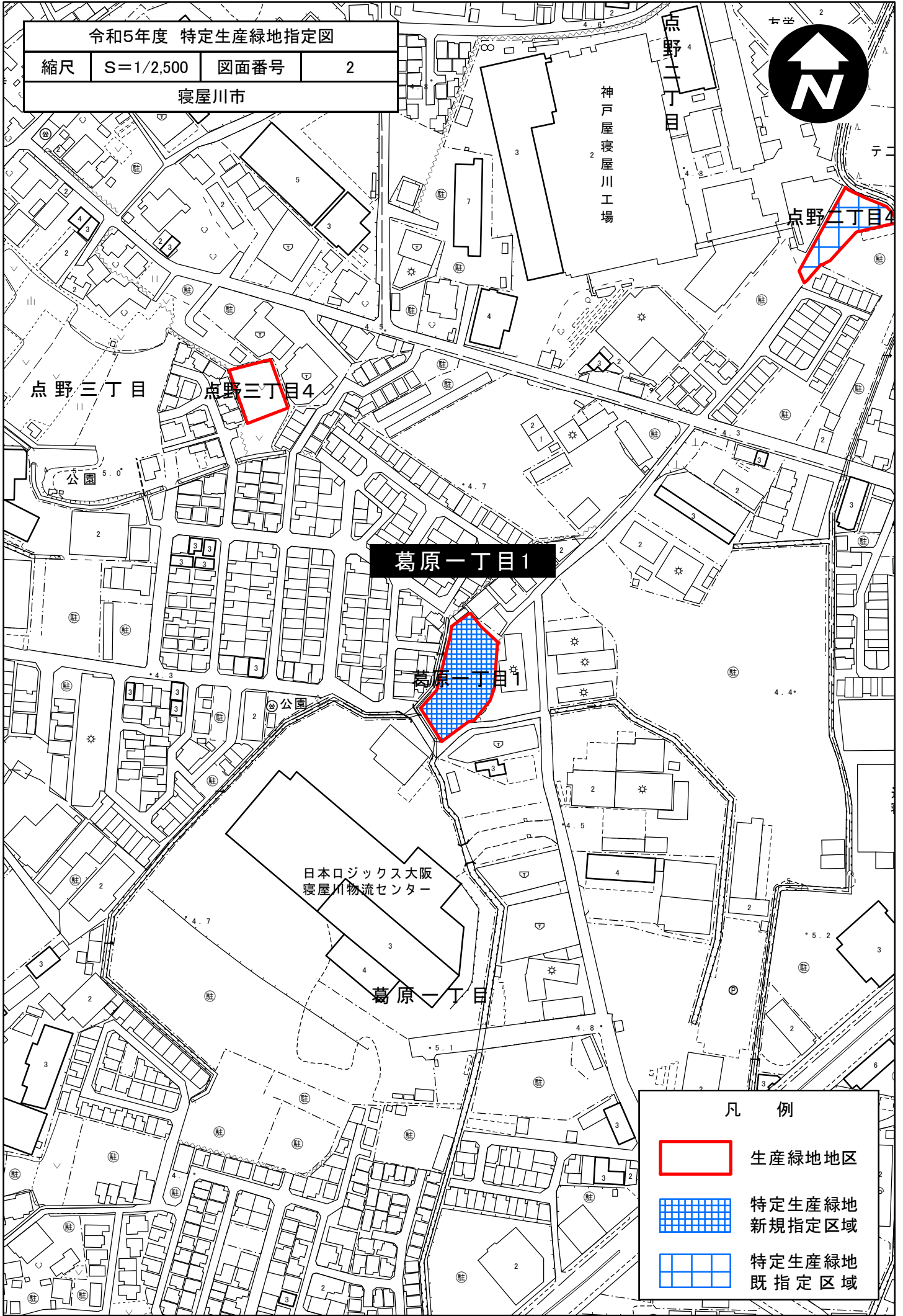
凡 例

-  生産緑地地区
-  特定生産緑地  
新規指定区域
-  特定生産緑地  
既指定区域




令和5年度 特定生産緑地指定図

縮尺 S=1/2,500 図面番号 2

寝屋川市



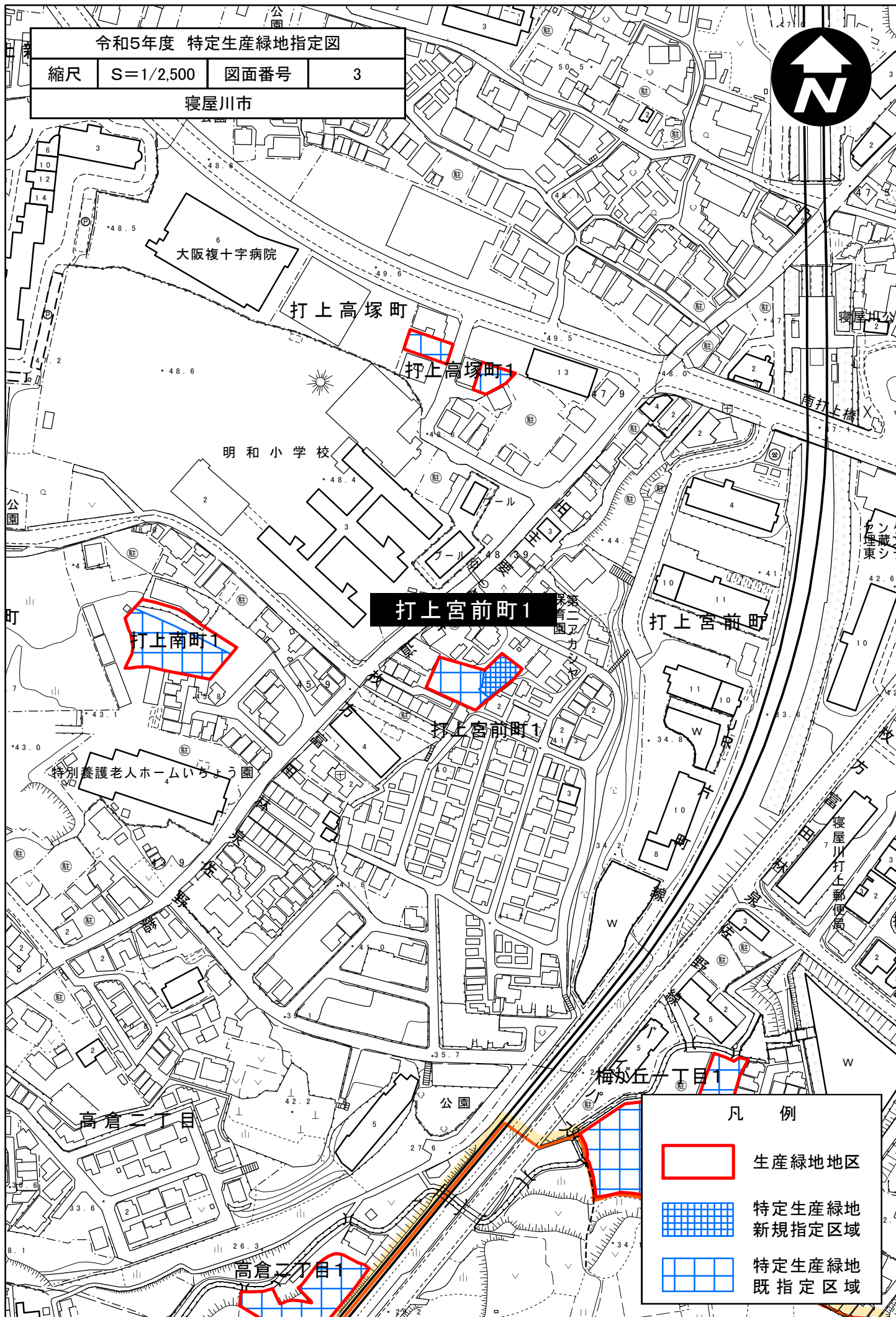
凡 例

-  生産緑地地区
-  特定生産緑地  
新規指定区域
-  特定生産緑地  
既指定区域

令和5年度 特定生産緑地指定図

縮尺 S=1/2,500 図面番号 3

寝屋川市



# 特定生産緑地の指定の解除(報告)

## 1. 指定の解除の手続き、スケジュール

- (1) 以下に掲げる場合に、指定の解除を行う。
  - ① 生産緑地地区に関する都市計画が廃止又は変更された場合  
(例) 生産緑地法第8条第4項(公共施設の設置等)に基づく通知に係る行為の完了、生産緑地法第10条に基づく買取申出後の行為制限解除など
  - ② 当該生産緑地の申出基準日までに所有者等から指定の解除の申出があった場合
- (2) 指定の解除は、生産緑地地区の変更・廃止に合わせて原則として年1回(12月頃)行う。

## 2. 特定生産緑地の指定を解除する生産緑地の一覧

### 特定生産緑地(寝屋川市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名称	位置	特定生産緑地の面積(ha)	公示日	図面番号
香里南之町1	香里南之町地内	0.09	令和5年 月 日	1
讃良西町1	讃良西町地内	0.06		2

「区域は解除図表示のとおり」

令和5年度 特定生産緑地解除図

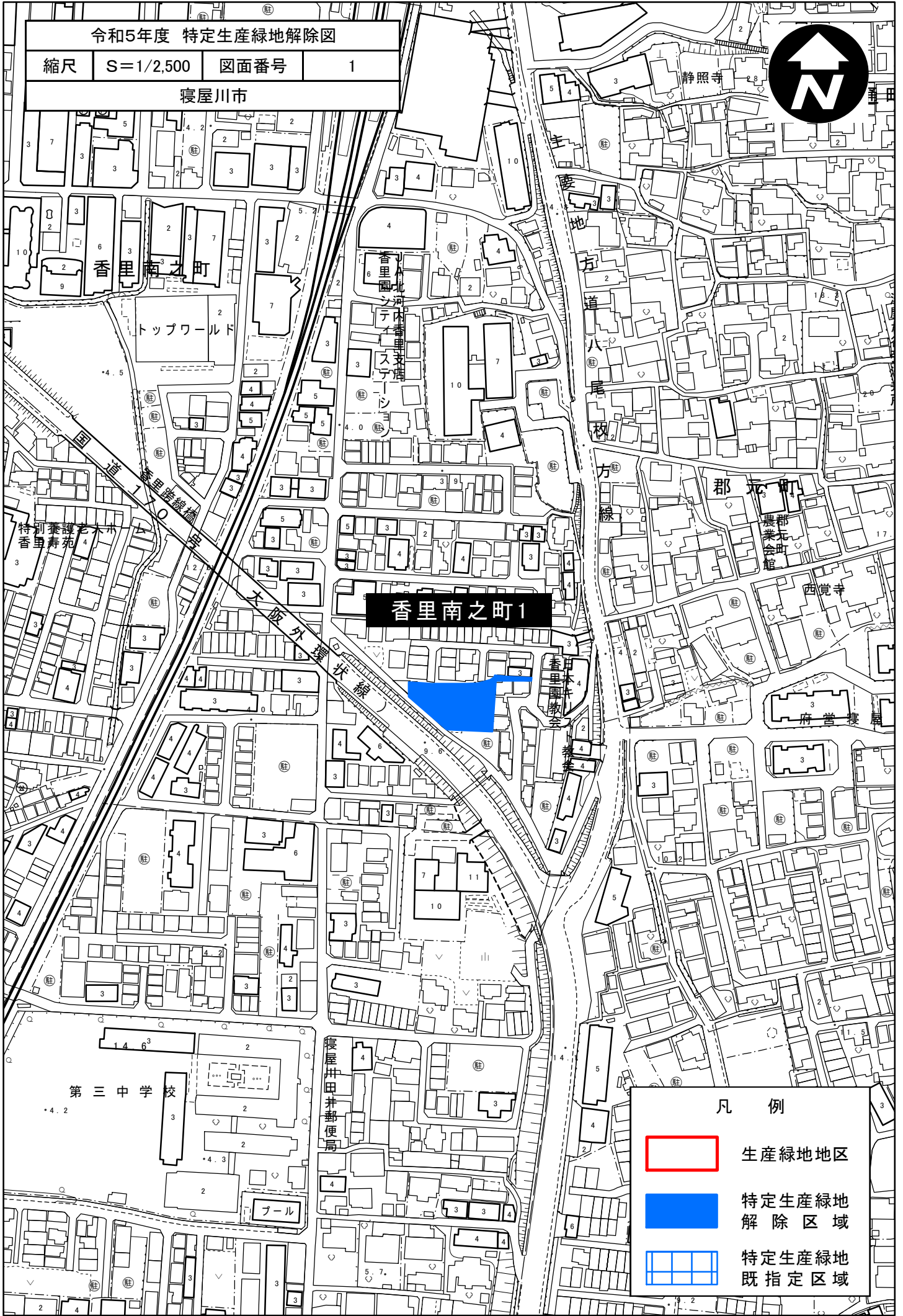
縮尺

S=1/2,500

図面番号

1

寝屋川市



香里南之町1

凡例



生産緑地地区



特定生産緑地  
解除区域



特定生産緑地  
既指定区域



令和5年度 特定生産緑地解除図

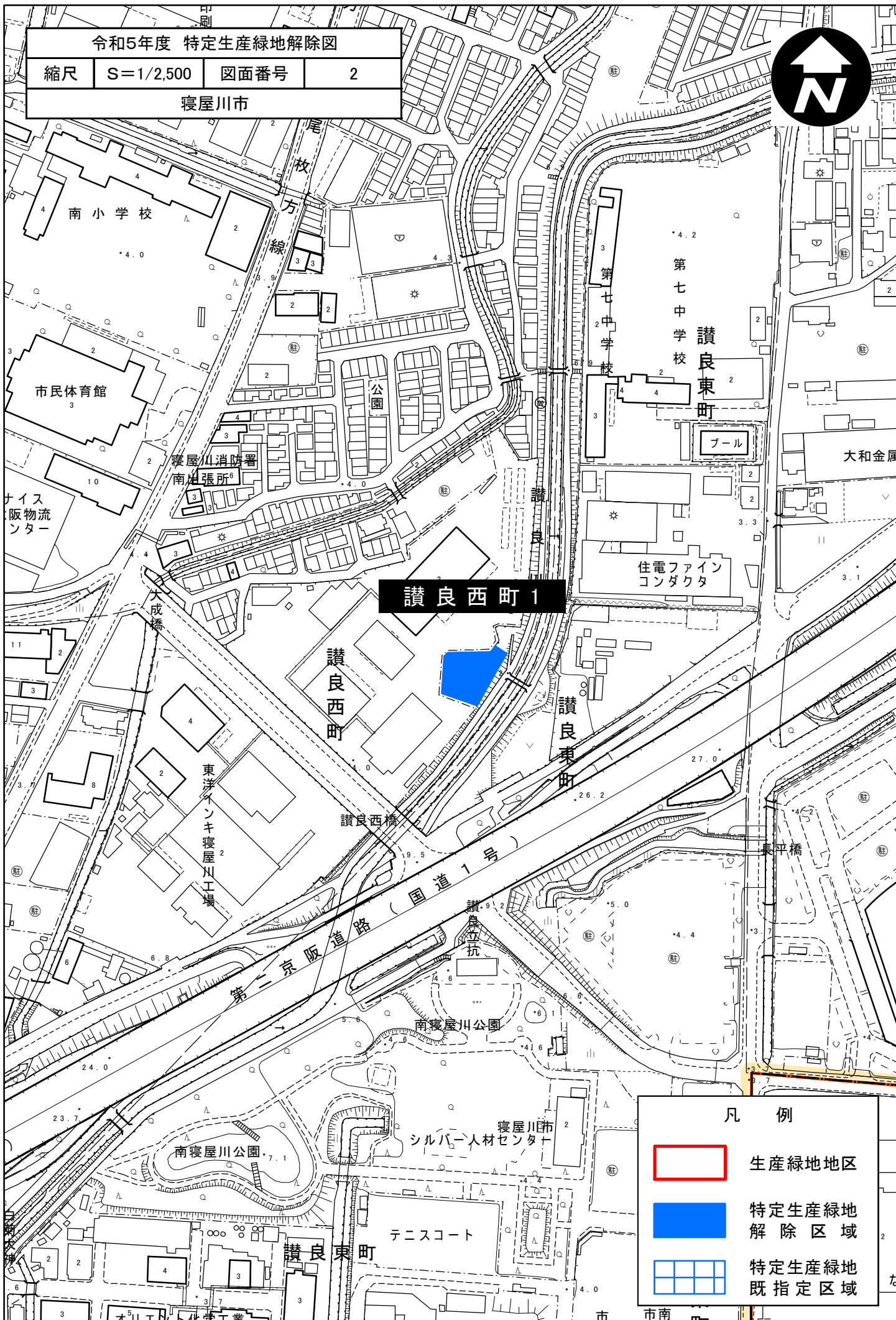
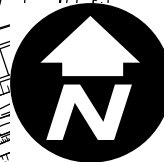
縮尺

S=1/2,500

図面番号

2

寝屋川市



讚良西町1

凡例



生産緑地地区



特定生産緑地  
解除区域



特定生産緑地  
既指定区域

## 【参考】特定生産緑地の指定状況

		地区数(※1)	面積 (ha)	備 考
既 指 定		211	40.24	令和元年度～令和4年度
令和5年度	指定	3	0.23	
	解除	2	0.15	
合 計		210	40.32	

※1:重複するものがあるため合計が一致しません。